

令和6年12月9日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

厚木市長

市町村名 (市町村コード)	厚木市 (142123)	
地域名 (地域内農業集落名)	南毛利区域 (南毛利村)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月30日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

市街化区域が近いなどの問題があり、水路や農地の整備が必要との意見が多い。  
また、農地のマッチングや農地流動化奨励金をはじめとした農地集積への取組によって農地の貸付が進んでいるものの、話し合いの結果では農地の引き受けやマッチングに対しての要望が比較的多くなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当区域は水稻の生産が盛んな地域であり、農業経営に取り組むとともに、耕作が困難になった農地については、転作による大豆等の作付けを推進し、転作した作物の生産性を向上させることにより収益の増加を図る。また、近年各地で問題となっているスクミリンゴガイの繁殖が見られるため、地域や関係機関が一体となって問題の解決に取り組んでいく

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則的に農用地区域内農地で、協議の場においてとりまとめができた範囲を区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水、水路等の整備、老朽施設の更新等を地域の実情に応じて実施する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現在、利用集積が進んでいる農地について地域計画策定後は農地中間管理機構を活用した貸借を進め、農地集積を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
将来的に土地利用に関しての要望があることも考えられるため、基盤整備事業も含めて今後の地域の意見踏まえた研究を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業者、JAあつぎ、行政が連携し、農業後継候補者等を対象に、農業に関する勉強会、農業体験活動等の支援を実施する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在は、農地所有者自身での管理や水田等の農業を担う者へ集積が行われているため、今後、区域内の状況の変化を踏まえて研究していく。

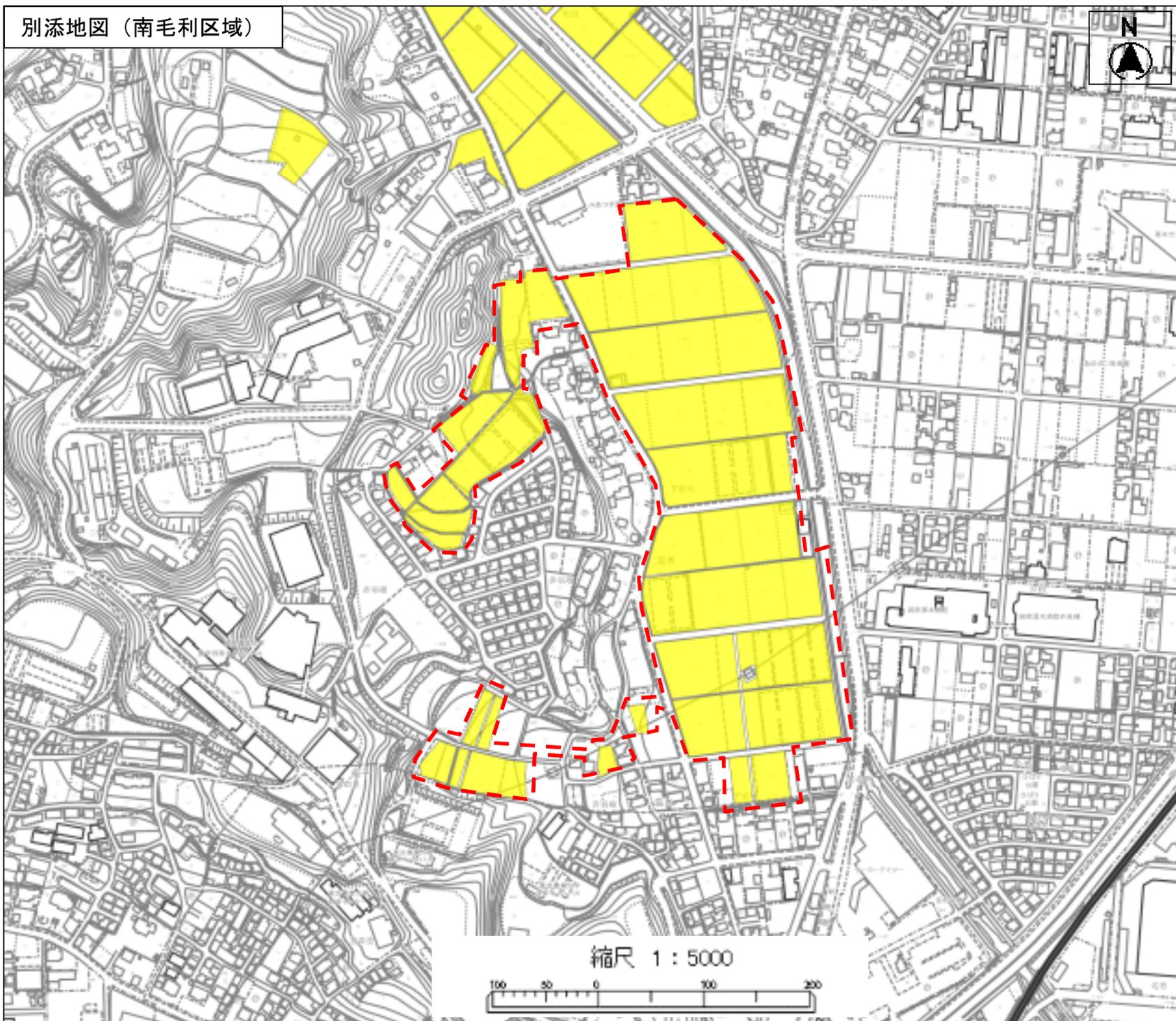
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

別添地図（南毛利区域）



凡例

R04 農用地区域

- 区域内
- 区域外

農業上の利用が行われる農用地等の区域

